

佐久圏域日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月28日 長野県規則第13号）第54条の11に基づき、日中サービス支援型共同生活援助事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）から、日中サービス支援型共同生活援助事業所（以下「事業所」という。）の事業の実施状況等を佐久圏域障害者自立支援協議会へ報告し、佐久圏域障害者自立支援協議会から評価等を受けること（以下「評価等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この評価等の実施主体は、小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町及び立科町（以下「関係市町村」という。）が共同設置する佐久圏域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）とする。

(対象者)

第3条 この評価等の対象者は、関係市町村に事業所を開設した事業者とする。

(評価等の目的)

第4条 評価等の目的は、事業所の事業の実施状況等について、事業者が定期的に協議会へ報告し、協議会から評価を受けるとともに、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれたサービスを確保し、当該サービスの質の確保を図ることとする。

(評価等の回数)

第5条 協議会による評価等は、毎年1回以上実施するものとする。

(評価等の実施方法)

第6条 事業所を開設した事業者は、事業所を開設した日の属する月から12ヶ月を経過した後、日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告・評価シート届出書（様式第1号）により、報告・評価シート（様式第2号）を添えて、翌月10日（10日が休日の場合は翌日）までに、事業所の所在する関係市町村（以下「当該関係市町村」という。）に届け出なければならない。

- 2 当該関係市町村は、前項の届け出を受理したときは、受理後5日以内に、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等依頼書（様式第3号）により、報告・評価シートを添えて、事業所に対する評価等を協議会へ依頼するものとする。
- 3 協議会は、前項の依頼を受けたときは、当該関係市町村等とともに、事業所に対して事業の実施状況等を聴取するものとし、事業者は事業の実施状況等について説明を行うものとする。
- 4 協議会は、前項による聴取内容に基づき、事業所の評価等を行うものとする。

（評価等の結果報告等）

第7条 協議会は、評価等の結果を報告・評価シートに取りまとめ、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等結果通知書（様式第4号）により、報告・評価シートを添えて、当該関係市町村に報告するものとする。

- 2 当該関係市町村は、日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等結果提示書（様式第5号）により、報告・評価シートを添えて、協議会における評価等の結果を事業者に提示するものとする。
- 3 事業者は、協議会における評価等を尊重し、当該サービスの質を向上するように努めるものとする。

（記録の保管）

第8条 協議会及び関係市町村は、本要領に係る関係書類を5年間保管するものとする。

（守秘義務）

第9条 本要領の事務に係る者は、評価等の過程で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等を遵守し、適正に取扱うものとする。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は、協議会において定めることとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。